

# C h e e r

(2016年度 第2号)

2016/05/26

[若手教職員向け高教組通信]  
働きやすい職場づくりのために  
若い教職員の皆さんの  
加入をお待ちしています

発行責任者：高教組書記長 馬場 隆

## 高体連や高文連が主催・共催する大会の引率等は **週休日の振替** ができます

高総体や定通大会が間近に迫り、また、高文連の専門部の大会等も始まって、各学校では部活動が活発に行われていると思います。そこで今回は、土日の部活動等にかかわる「週休日の振替」について、制度ができるまでの経過と制度の概要について解説します。

### そもそも「週休日の振替」制度とは？

教諭や実習教員などの教育職員は、給特条例(義務教育諸学校の教育職員に関する特別措置に関する条例)で「原則として時間外勤務を命じない」とされているため、土日には勤務をさせられません。そのため、土日に仕事をさせる場合には、休日(週休日)を他の曜日に振り替えなければなりません。

しかし、土日に部活動を指導しても振替はありません。これは、文科省や県教委が「勤務時間外の部活動の指導は、勤務ではなく、教職員の自発的な業務である」という扱いをしているからです。そうした中で高教組は、部活動の指導は実質的に勤務であり、少なくとも顧問が必ず従事することになる公式戦の引率については週休日の振替を行うことを長年にわたって要求してきました。

### 「週休日の振替」制度にかかわる歴史

#### ①新人戦等の引率についての振替の実現

高教組の要求に対して県教委は、1990年代には、新人戦等の引率について、「週休日の振替」ではなく「元気回復措置」を行うとしていましたが、2003年に文科省が、休憩時間をはじめとする勤務時間の問題について全国的に「是正」を指示したことから、「元気回復措置」を否定する動きに転じました。そこで高教組は、04年6月に「新人戦等の振り替え措置に関する要求書」を提出して県教委交渉を行い、その年の確定交渉でもこの問題を最重点事項として交渉を行いました。県教委は当初、「部活動は先生方の自発的な業務であり、試合もその延長上のものだから勤務とは言えない」と発言し、振替の対象とならないとする姿勢を示していました。しかし、この発言を速報で見た多くの教職員から、

怒りの声があげられ、各職場から集約された重点要求署名も2565筆に達したことを背景に、交渉をすすめた結果、引率した日数の半分だけという不十分な内容ではありましたが、新人戦等についての週休日の振替が、05年度から実現しました。

#### ②週休日の振替の拡大

高教組は、その後も、引率した日数の完全な振替と対象の大会等の拡大を粘り強く要求しました。しかし県教委は、「振替対象を拡大すると学校運営に支障が出る」などとして、対象の拡大は、ものづくりコンテストやロボットコンクール等にとどまりました。

そうした中で県教委は、11年4月に、国体(14年度開催)にかかわる業務を週休日の振替の対象にするという通知を、高教組と十分な協議をしないまま学校現場に出しました。高教組はこのことについて厳しく抗議し、教育長に謝罪させるとともに、国体以外の公式戦の引率・役員業務についても振替の対象にすることを検討すると約束させました。これを受けて、その秋の確定交渉で、2468筆の重点要求署名を集約するなど、学校現場の声を背景に週休日の振替制度の拡充を求めた結果、現在の制度が実現しました。

### 「週休日の振替」制度の概要

#### ①振替の対象となる業務

「特勤条例」で規定している「対外運動競技」などで、具体的には高体連や高文連、県専門学科クラブ連盟などが主催又は共催する大会等における引率業務と役員業務が対象になります。

#### ②振替ができる期間

引率等の業務をした日の前4週～後16週の間で、業務に従事した分の日数を振替できます。

#### ③振替ができない場合の措置

多忙で振替ができない場合は、引率については日額4250円の引率手当が支給されます。また、「半日振替・半日手当」という選択もあります。

※より詳しい内容を知りたい人は、高教組のHP(「長崎高教組」で検索)をご覧ください。

◇運動と交渉を積み重ねることで労働条件の改善が実現します。あなたの加入がその力になります。